

## 京都大学世界トップレベル研究拠点設置準備委員会要項

第1 京都大学における世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラムを実施するための拠点（以下「世界トップレベル研究拠点」という。）の設置に関する重要事項を審議するため、京都大学に世界トップレベル研究拠点設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究担当理事
- (2) 関係部局の長
- (3) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。

第3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 委員会に関する事務は、別に定める世界トップレベル研究拠点設置準備室において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この要項は、平成19年9月12日から実施する。